

保護者のみなさまへ

令和6年度就学援助制度のお知らせ

大月町教育委員会
(公印省略)

大月町では、お子さまが小学校・中学校へ就学するために必要な援助を行っています。

援助を受けられる方

- ① 生活保護が停止又は廃止された方
- ② 町民税が非課税の方
- ③ 固定資産税が減免されている方
- ④ 国民年金の掛金が減免されている方
- ⑤ 児童扶養手当を受給されている方
- ⑥ 経済的理由によりお困りの方
- ⑦ 世帯の収入(所得)が生活保護基準の1.3倍以下の世帯。ただし特別支援学級へ就学している世帯においては、生活保護基準の2.5倍をした額以下である世帯

教育委員会は、認定に当たり、左記だけで一律に判断するのではなく、児童生徒の日常生活や家庭の諸事情等を総合的に判断し認定します。

援助の内容と支給額

※下記の金額は令和6年4月時点の金額です。金額は変更になる可能性があります。

支給費目	対象学年	支給金額		備考
		小学校	中学校	
新入学用品費	1年生	57,060円	63,000円	※入学前に新入学準備金を受給された方は支給できません。
学用品費	1年生	11,630円	22,730円	左記の金額を前期後期2回に分けて支給
	その他学年	13,900円	25,000円	
給食費		実費	実費	
修学旅行費		実費	実費	
クラブ活動費		-	実費(上限30,150円)	
校外活動費(宿泊なし)		実費(上限1,600円)	実費(上限2,310円)	見学料及び交通費
校外活動費(宿泊あり)		実費(上限3,690円)	実費(上限6,210円)	見学料及び交通費

※年度途中で認定を受けた場合、学用品費は月割した金額が支給されます。他市町村で学用品費の支給があった場合には、重複のないよう援助費を支給します。

※年度途中で認定を受けた場合は新入学用品費の支給はございません。

申請について

上記事項をご確認のうえ、申請書を**学校**へご提出ください。希望するご家庭には後日申請書を配布いたします。

※お問い合わせは教育委員会 就学援助事務担当(0880-73-1118)へご連絡ください。